

2

景観と調和した屋外広告物

街並み景観の重要な要素

屋外広告物は、商業・業務等が円滑に目的を達成するための情報を伝達するだけでなく、商都高崎として、まちを活気づける役割も果たしています。

しかし、その反面、屋外広告物が無秩序に表示されると、かえって情報がわかりにくくなったり、せっかくの美しい本市の景観が損なわれたりします。

屋外に表示されている広告物は、街並み景観の印象を左右する重要な構成要素だといえます。

景観計画と屋外広告物条例

本市は、平成21年4月、景観行政団体として、景観法にもとづく「地域力で創る輝きの都市－高崎市景観計画」を策定し、それに合わせて景観条例を改正しました。

景観計画策定にあたっては、多くの市民の皆様から意見を伺い、方針等を定めましたが、その際、景観形成の大きな課題として挙げられたものの一つは、屋外広告物の表示方法でした。

そこで、高崎市景観計画第7章に「屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を位置付け、本市屋外広告物条例にも景観計画を反映させることとしました。

具体的には、まず、屋外広告物条例に、**高崎市景観計画を遵守した屋外広告物の表示**に努めることを広告主等の**責務**として規定し、屋外広告物表示に係る**許可共通基準**を定めるとともに、景観計画にそれを一步進めた**屋外広告物配慮事項**を定めました。



高崎市景観計画冊子



■高崎市の景観を美しく彩る広告物を

高崎市屋外広告物条例における許可共通基準（全ての広告物が許可共通基準に適合しなければなりません。）

① 位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和していること

高崎市景観計画

第3章「地域別景観形成の方針」

第4章「行為の制限に関する事項」の景観形成基準

第6章「景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針」等を参照のこと



- ② 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、良好な景観の形成・風致の維持に配慮していること
- ③ 材料は腐食、腐朽若しくは損傷しにくいものや有効なさび止め、防腐若しくは損傷防止のための措置をしていること
- ④ 自重、積雪、風圧、地震などで、脱落、倒壊及び飛散するおそれのないものであること
- ⑤ 交通標識、信号機などと混同せず、これらを隠さないものであること

高崎市景観計画における屋外広告物配慮事項

本市景観計画推進のために、屋外広告物設置の際は、次のような景観的配慮をもって表示するよう努めるものとします。

- ・周辺の山並みへの眺望や道路の見通しの保全に配慮し、極力低層部に設置すること
- ・必要最小限の大きさ及び設置箇所数に留めること
- ・建築物の敷地内に収め、複数の屋外広告物はコンパクトに集約化すること
- ・発光を伴うものは、連続して動光などが激しく変化しないものとすること
- ・田園地域や住宅地域においては、基調色は建築物と同系色又は白にするなど、落ち着いた色彩とすること
- ・全国共通のデザインであっても、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮を行うこと
- ・とくに大規模な工作物を伴う場合は、「高崎市景観色彩ガイドライン」に配慮して色彩の選択を行うこと

高崎市が、風格と賑わいをもって光り輝く都市となるためには、今ある景観をより良く見せる工夫が必要です。本市の印象を高め、美しく彩るような広告物景観の創造にご協力ください。 ▶参照「景観×広告ガイドライン」26~33ページ